

第 9 6 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 7 年 5 月 2 3 日（金） 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時
開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 第 3 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席		
2	小 林 隆	欠席		
3	森 下 光 春	出席		
4	大 西 正 紀	出席		
5	岡 本 富 博	出席		
6	船 引 政 則	出席		
7	嘉ノ海 敏 明	出席		
8	青 田 俊 則	出席		
9	沼 田 静 雄	出席	○	
10	嶋 田 秀 文	出席	○	
11	飯 塚 祐 樹	欠席		
12	竹 内 己 良	出席		
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	欠席		
16	竹 内 光 明	出席		
17	福 永 信 幸	出席		会長職務代理者
18	青 田 誠	出席		会長職務代理者
19	田 磨 仁 志	欠席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地等の権利移動にかかる買受適格証明について
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第6号	農地等の転用のための権利移動にかかる買受適格証明について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	転用許可（一時転用）に係る事業の完了について
報告第6号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

	(令和7年5月23日 午後1時30分)
議 長	定刻となりましたので、只今から、第96回総会を開催致します。 【 議 長 挨 拶 】 現在の出席者数は、農業委員19名中15名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。 なお、小林隆委員、飯塚祐樹委員、吉田勝博委員、田麿仁志会長から欠席の連絡を頂いております。 それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を沼田静雄委員と嶋田秀文委員にお願いいたします。 それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願います。 議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第1号（P1～P2）を説明する。 〔農地確認及び非農地確認について〕 この度は、非農地確認の申請が12件提出されております。 1番です。 的形町的形の田□□□□につきまして、「平成16年以前から住宅が建っており、その住宅の庭となっていたが、15年前にその住宅を取り壊し、現在は更地となっている」との申請です。 2番です。 飾磨区下野田二丁目の畑□□□□につきまして、「平成16年以前から住宅敷地として利用していた」との申請です。 3番と4番です。

	実法寺の田４筆□□□□につきまして、「平成１２年以前より通用路として利用している」との申請です。 ５番です。 林田町山田の畑□□□□につきまして、「昭和４５年頃から住宅として利用している」との申請です。 ６番と７番です。 安富町皆河の畑２筆□□□□□につきまして、「平成１０年以前より住宅敷地の一部となっている」との申請です。 ８番です。 夢前町菅生澗の田□□□□につきまして、「昭和５７年頃から水路として利用している」との申請です。 ９番です。 夢前町神種の田□□□□につきまして、「平成５年以前より住宅敷地の一部となっている」との申請です。 １０番です。 花田町小川の田２筆□□□□□につきまして、「平成１６年以前より、倉庫兼作業所兼事務所敷地として利用している」との申請です。 １１番です。 飾東町佐良和の田２筆□□□□につきまして、「平成１０年以前より住宅敷地、公衆用道路として利用されている」との申請です。 １２番です。 飾東町八重畑の田２筆□□□□□につきまして、「平成１２年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。 現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。 各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。 次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	〔農地法第３条の規定による許可申請について〕 議案第２号（Ｐ３～Ｐ６）を説明する。 農地法第３条の規定による許可申請について、この度は、２２件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。 所有権の移転が１８件、使用貸借権の設定が４件となっており、１０番から１２番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、２１番と２２番が貸付地である外はいずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、６番が農地所有適格法人である外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「営農

16番です。

議長

各 委 員

議長

委員

[illegible]

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

[illegible][illegible][illegible][illegible]

--	--	--	--	--	--	--

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

委員

[illegible]

□ □

事務局

[illegible]

□ □

[illegible][illegible][illegible][illegible]

議長

その他、何かご質問等ございますか。

各委員

• • • 9

議長

ないようですので、総会規定に基づき、採決します。証明書発行について賛成と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(13人が挙手)

議長

2人を除く13人の挙手をいただきましたので、本案件決定といたします。また、会長決裁による3条許可書の発行についても承認願います。

次に、もし落札されると3条許可をすることになるわけですが、新規農家の聞き取り調査についてですが、事務局からの説明もありましたが地区協議会の意見では「必要」との意見でしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。

議長

各 委 員

議長

各委員

議長

各 委 員

議長

事務局

飾東町清住の田□□□□につきまして、□□□□□□□□□□が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、□□□□□□□□□□

議長

委員

事務局

議長

各 委 員

議長

各委員

議長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。

事務局

〔農地等の権利移動にかかる買受適格証明について〕

議案第３号と同じく買受適格証明についてでございます。裁判所の競売や税務署の公売などに参加するために必要な書類の一つであり、農地を競落した場合、その農地の所有権取得について農地法の許可を受ける見込みのある者であることを農業委員会が証明するものでございます。

[illegible][illegible]

[illegible]

議 長	全員の挙手をいただきましたので、本案件決定いたします。また、会長決裁による5条申請の県への送致についても承認願います。 次に、報告事項に入ります。
-----	---

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

議長

それでは、聞き取り調査メンバーの委員から発表をお願いします。

議長

各 委 員

議長

事務局

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、4月11日から5月8日の間に受け付けたもの、8件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

議 長 特にないので、確認いたします。
次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告第3号（P12～P15）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、4月11日から5月8日の間に受け付けたもの15件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各 委 員

議 長 ないので、確認とすることをお願いします。
次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号（P16～P17）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が5件、使用貸借契約の解約の通知が5件ございました。このうち、利用権に該当するものは7件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、離作料金の支払いが1件のほかは、いずれも「無償」となっております。
以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長 有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員

議 長 ないので、確認をお願いします。
次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号（P18）を説明する。
〔転用許可（一時転用）に係る事業の完了について〕

県知事の一時転用許可をうけて農地転用を行っていたものについて、転用事業の完了及び農地復元報告が1件ありましたので、ご報告いたします。

調整区域の太市中の田□□□□□□について、令和7年5月31日を期限とする一時転用許可を受けておりました□□□□□□□□から、転用事業完了及び農地復元報告がありました。

事務局において現況確認を行い、農地に復元されていることを確認しております。また、本日、現地調査班による現地調査を行っていただき、現況は農地

議長

委員

議長

事務局

議長

委員

事務局

議長

各委員

• • •

議 長	ないようですね。確認をお願いします。 以上で、本日の議題は、すべて終了しました。 全体を通して、何かございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。 (午後３時 終了)

議事録署名委員

(議長)

青 田 誠

(署名委員)

沼 田 静 雄

(署名委員)

嶋 田 秀 文
